

(1) 官民連携手法と採用状況

- フランスでは、水道事業の運営形態は公運営型と民委任型の2タイプに大別される。
- 公運営型は、公的機関がサービスを直接管理し、自身が徴収する水道料金を元に実施する。直営や、直営で一部委託を活用する方式が該当する。
- 民委任型は、公的機関が官民出資会社や民間運営者等の第三者機関にサービスを委託する方式で、委託の内容により、アフェルマージュ、コンセッション、レジアンテレッセ、ジェランスといった形態が存在している。
- 事業体数の観点からは、公運営型の方が多い(8,331/11,912≒69.9%)が、人口の観点では、アフェルマージュ方式等の民委任型の方が多い(34,321,474/56,216,788≒61.1%)。
- 人口規模が小さい事業体では直営が選択され、人口規模が大きな事業体では、アフェルマージュが採用される傾向があることが示唆される。

		説明	事業体数	対象人口 (人)
民委任型	コンセッション	▶ 民間企業によるインフラの整備、運営、維持管理 ▶ 料金収入等事業リスクを民間事業者が引き受ける	67 0.6%	3,624,137 6.4%
	アフェルマージュ	▶ 公共が整備したインフラについて、民間企業による運営・維持管理 ▶ 料金収入等事業リスクを民間事業者が引き受ける	3,431 28.8%	26,464,242 47.1%
	レジアンテレッセ	▶ 定額報酬とインセンティブを組み合わせた民間企業の運営・維持管理	8 0.1%	2,981,669 5.3%
	ジェランス	▶ 定額報酬による民間企業による運営・維持管理	75 0.6%	1,251,426 2.2%
公運営型	直営(一部委託)	▶ 公的組織による直接運営だが一部委託を活用	349 2.9%	1,744,794 3.1%
	直営	▶ 公的組織による直接運営	7,982 67.0%	20,150,520 35.8%
			11,912 100%	56,216,788 100%

注：運営形態が不明(データ欠損)となっている事業体が1,828ある。

海外事例調査結果(フランスにおける官民連携の動向)

(2) 調査期間(2008~2015)に契約更新を行った事業体の更新前後の運営形態分析

- コンセッションまたはアフェルマージュから直営型に移行したケースがそれぞれ4件、186件の計190件存在する。(事業体総数約12千と比べ些少な数)
- 直営型からコンセッションまたはアフェルマージュに移行したケースもそれぞれ10件、146件の合計156件あることがわかる。
- 一方的に民→公の流れにあるわけではなく、公→民、民→公の両方の流れが存在していると考えられる。

移行前 \ 移行後		民委任型				公運営型		合計 青セル=再公営化
		コンセッション	アフェルマージュ	レジアンテレッセ	ジェランス	直営(一部委託)	直営	
民委任型	コンセッション		33	0	0	2	2	37 (4)
	アフェルマージュ	14		2	3	28	158	205 (186)
	レジアンテレッセ	0	0		0	1	1	2 (2)
	ジェランス	0	36	1		11	11	59 (22)
公運営型	直営(一部委託)	7	30	0	3		27	67
	直営	3	116	1	5	72		197
合計 赤セル=民間化		24 (10)	215 (146)	4 (1)	11 (8)	114	199	567

- 課題について精査をすると、必ずしも「民間活用」そのものに起因するとは言えない課題であったり、我が国ではPFI法等において制度的な担保が十分なされていないことがわかる。

	民間手法への批判	背景・経緯	本市においてコンセッションを採用する場合の考え方(現時点)
1	業務目標や要求性能が契約上明確ではなく、透明性に欠けていた(投資不足や性能不足が是正されない) [パリ市、リール市]	1993年の法改正(サパン法)以前には、コンセッション等の調達や契約締結に関する法規制が存在していない等、制度的な不備があり、業務目標も設定されないか、不十分なものが多かった。	① 発注者が求める性能等を「要求水準書」において詳細に規定する。 ② 自治体及び第三者機関によるモニタリングにより、水準未達(違反)状態についてはペナルティを課すことを契約上規定する。 ③ コンセッションの実施に先立っては、実施方針条例の可決と運営権設定の議決の2度の議決が必要であり、事業や契約の内容等について議会でも審議頂く。
2	水道料金が約25年で約3.5倍に高騰した [パリ市]	パリにおいては、3.5倍の値上がりの主因は下水道使用料や公租公課の上昇であるとの指摘がなされている。	① 我が国のコンセッションでは、PFI法により、民間事業者が設定できる料金の上限を条例で定めることができるため、議会の判断なしで野放図な料金値上げは起き得ない。
3	事業者選定において、民間事業者との随意契約が締結される等競争性が働かない仕組みであった [パリ市、リール市]	パリの場合には随意契約であり、リールの場合には、水メジャー2者が協調出資する会社との随意契約が続いていた	① PFI法で事業者の募集は、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施することとされており、先例のコンセッションでも、公募型プロポーザル等により競争性を担保している。